

薩摩川内市における住民への情報伝達

- PAZ内避難の対象となる4地区内のコミュニティセンター等を拠点に、地区単位のコミュニティを活用した情報伝達を実施。
- コミュニティセンター等へ派遣された市の職員は、IP無線及び緊急情報システム等により薩摩川内市災害対策本部と情報を共有。市災害対策本部は、入手した情報を防災行政無線、広報車等を活用し、住民に情報を伝達。
- 消防団は、住民の避難の状況等を確認し、バス避難集合場所に派遣された薩摩川内市の職員と避難者の状況や避難誘導體制等の情報を共有。
- 医療機関、社会福祉施設、小中学校、保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は薩摩川内市災害対策本部から実施。必要に応じ、自治会長等と協力し、情報伝達を行う。



- 防災行政無線、広報車等を活用し、住民へ情報を伝達
- 医療機関・社会福祉施設、小中学校・保育所、在宅の避難行動要支援者への情報伝達は、市災害対策本部から実施



防災行政無線戸別受信機
(戸別に受信可能)



広報車

- 各コミュニティセンター等に派遣された薩摩川内市職員は、IP無線等を活用して、市災害対策本部と情報を共有



IP無線



緊急情報システム

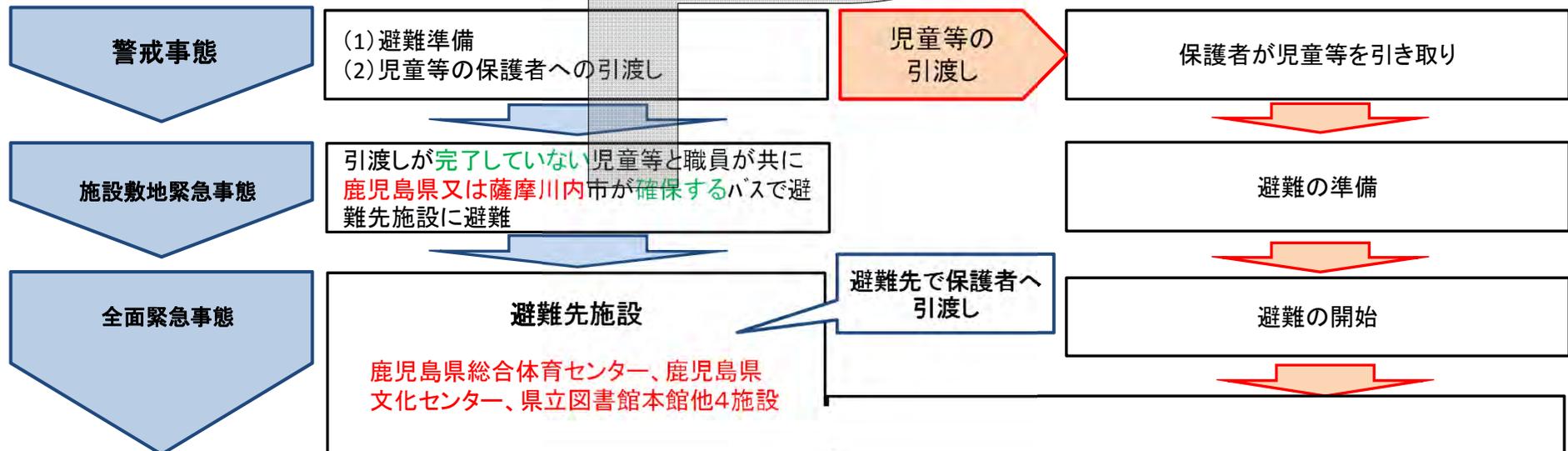
PAZ内の学校・保育所の児童等の避難

- PAZ内の4つの小中学校の児童・生徒(234人)及び2つの保育所の幼児(116人)は、警戒事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者あてに連絡(メール配信等)し、児童等の保護者への引渡しを実施。
- 施設敷地緊急事態になった時点で、保護者への引渡しが完了していない児童等は、職員とともに鹿児島県又は薩摩川内市が確保するバスで避難し、避難先において保護者に引き渡す。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済。

学校名	学校・保育所		合計
	児童等	職員	
水引(みずひき)小学校	128	13	141
峰山(みねやま)小学校	29	8	37
水引(みずひき)中学校	64	11	75
高江(たかえ)中学校	13	11	24
水引(みずひき)保育園	67	23	90
高江(たかえ)保育園	49	18	67
合計	350	84	434

高江中学校は
H30.3廃校予定

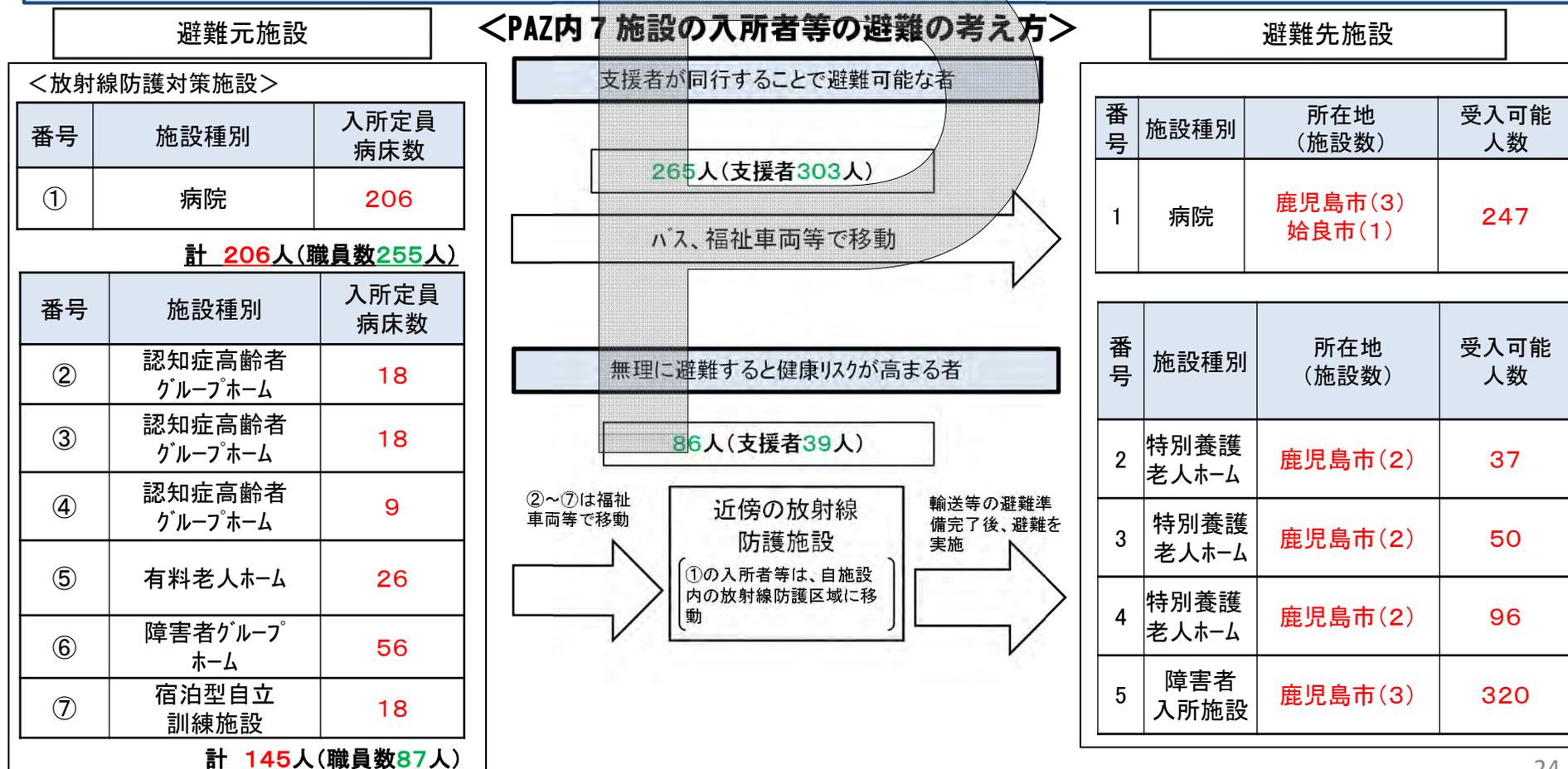
※児童等の人数については
平成29年5月1日 現在



PAZ内の医療機関及び社会福祉施設の避難先

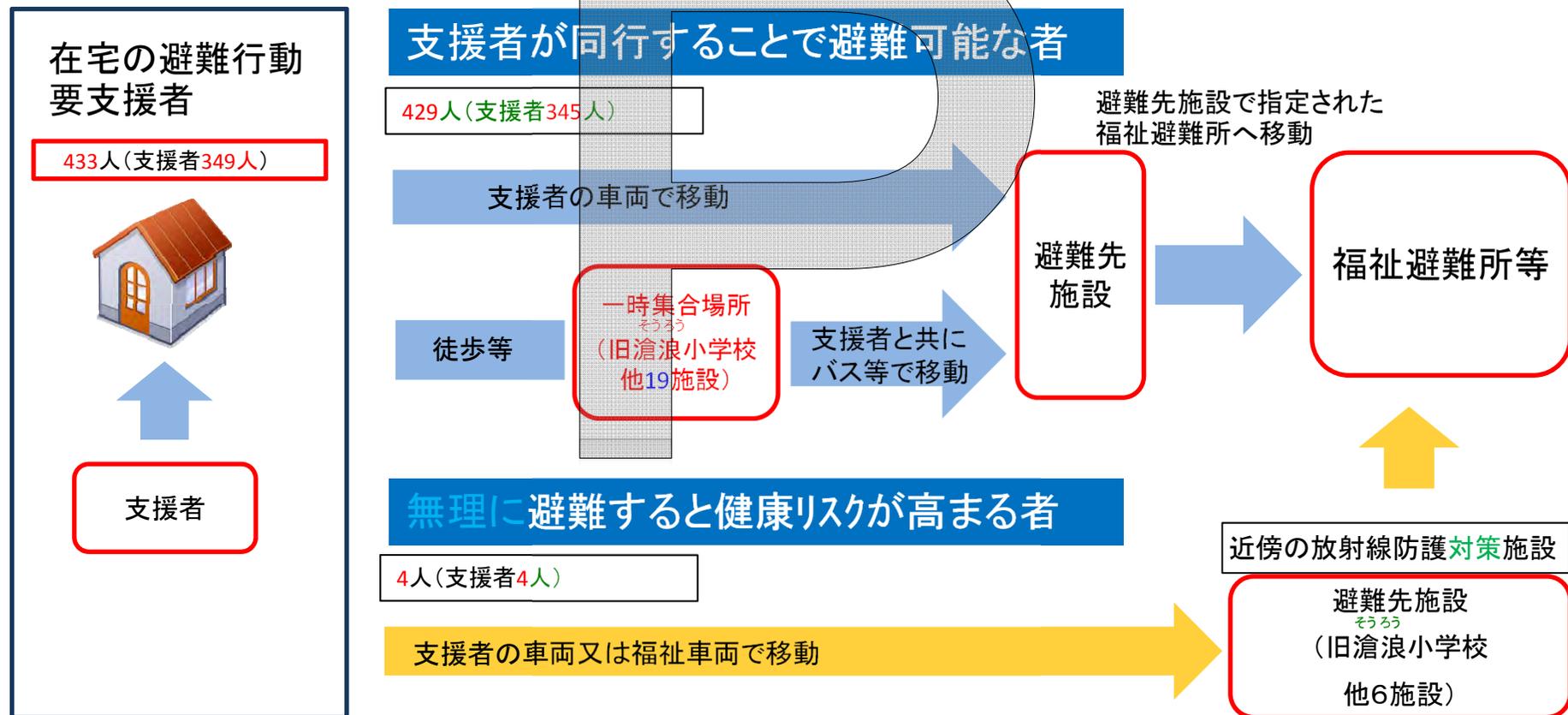
- PAZ内の医療機関及び社会福祉施設(7施設351人)の全てについて、個別避難計画を策定済みであり、半径30km外において、避難先を確保。
- 放射線防護対策が講じられた施設については、入所者等の避難に必要な体制が整うまで放射線防護対策区域で屋内退避を実施。受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、引き続き放射線防護対策区域で屋内退避を実施。
- その他の施設の入所者等は、受入施設の準備及び移動手段の確保が完了した時点で避難を開始。なお、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護対策施設に収容。
- 何らかの事情で、予め選定しておいた避難先施設が活用できない場合には、鹿児島県が受入先を調整。

<PAZ内7施設の入所者等の避難の考え方>



PAZ内の在宅の避難行動要支援者への対応【P】

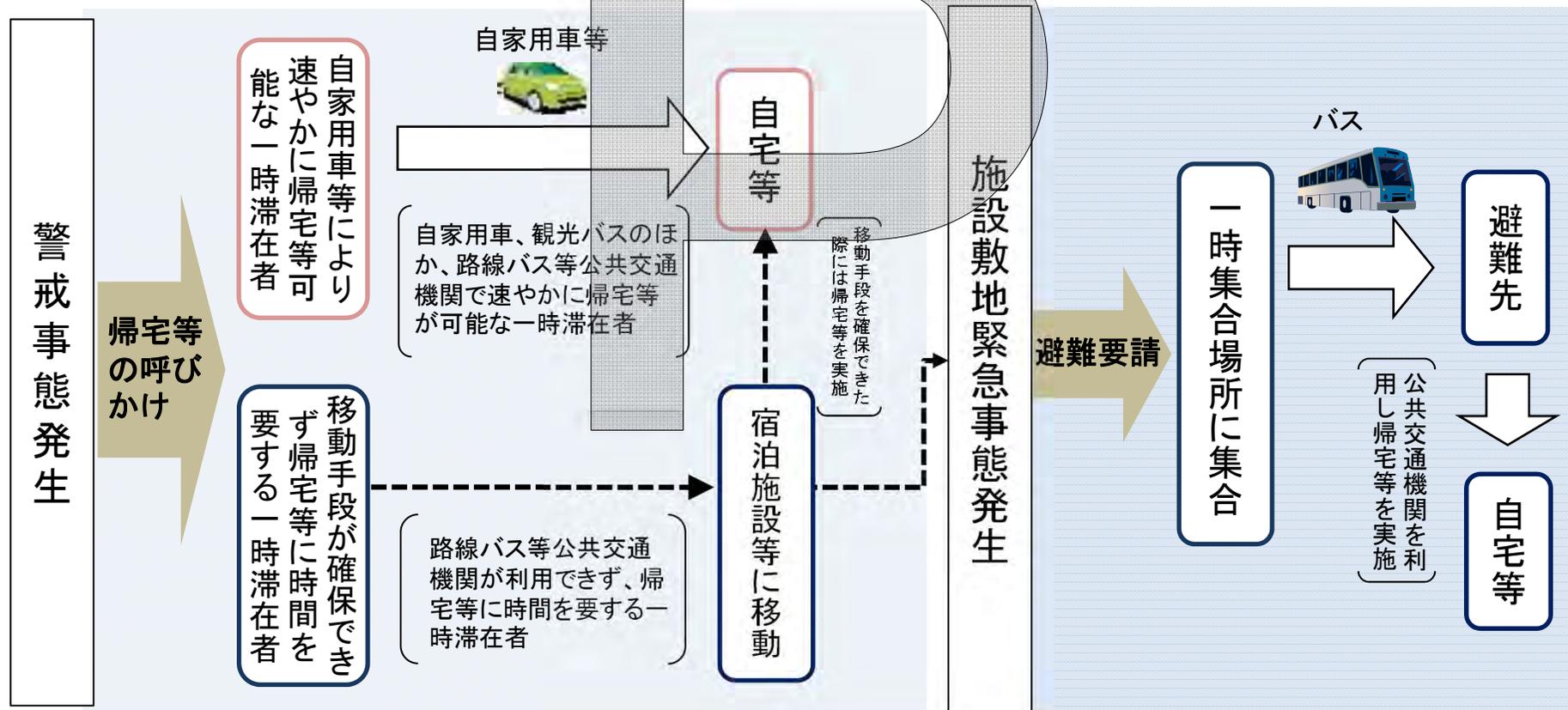
- 在宅の避難行動要支援者のうち、避難支援の申し出があった者は**433人**。うち、**349人**は避難時の支援者があることを確認。残り**84人**については、支援者の確保に向け、薩摩川内市、対象地区、民生委員等を通じて**対応**。
- 支援者の同行により避難可能な者は、支援者の車両又はバスで避難先へ移動。
- 無理に避難すると健康リスクが高まる者は、支援者の車両又は九州電力が配備する福祉車両等で、近傍の放射線防護**対策**施設へ移動。



PAZ内の観光客等一時滞在者の避難

- 鹿児島県及び薩摩川内市は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動し、施設敷地緊急事態の段階で避難を実施。避難の際には、徒歩等により一時集合場所に集まり、鹿児島県や薩摩川内市が確保した車両により避難を実施。

<観光客等一時滞在者の避難の流れ>



PAZ内の観光客及び民間企業の従業員の数

- PAZ内の観光施設における入場見込み人数は130人程度、民間企業(従業員30人以上)は17社(約1,700人)存在。

PAZ内の観光施設の状況

地区名	施設	入場見込人数(人)※
<small>そうろう</small> 滄浪地区	九州電力川内原子力発電所展示館	134
合計		134

※ 入場ピーク月の入場者数を1日当りの平均値として按分した数であり、目安である。

PAZ内の民間企業(従業員30名以上)の状況(詳細)

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
滄浪地区	久見崎町	4	788

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
水引地区	港町	6	338
	小倉町	1	43
	水引町	1	246
	湯島町	3	196
	網津町	1	34
合計		12	857

地区	町・丁	事業所数	従業員数(人)
峰山地区	高江町	1	67

合計 : 17社1,712人

【出典】平成26年経済センサス-基礎調査 町丁・大字別集計

施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力

➤ 施設敷地緊急事態で必要となる輸送能力は、想定対象人数約**2,100人**について、バス**55台**、福祉車両**17台**。

	想定対象人数(最大) (人)	最大必要車両台数※1			備考	
		バス(台)	福祉車両(台) (ストレッチャー仕様)	福祉車両(台) (車椅子仕様)		
学校・保育所の避難(保護者への引渡し が完了していない児童等及び職員を、 避難先施設に輸送)	434(6箇所)	10	—	—	バス1台あたり45人程度の乗車を想定 保護者への引き渡しによりその分必要 車両台数は減少。【資料P23参照】	
医療機関及び社会福祉施設の避難(入 所者及びその施設の職員を避難先施設 に輸送)	265+職員303 (7箇所) (=568)	13	—	5	バス1台あたり45人程度の乗車を想定 放射線防護対策が講じられた施設入所 者については、自施設内の放射線防護 区域に移動し、入所者等の避難に必要 な体制が整うまで屋内退避を実施。【資 料P24参照】	
医療機関及び社会福祉施設の入所者 のうち、無理に避難すると健康リスクが高 まる者の避難	86+職員39 (=125)	—	—	5	3	放射線防護対策が講じられた施設入所 者については、自施設内の放射線防護 区域に移動するため、車両は不要。放 射線防護対策が講じられていない施設 は、放射線防護対策施設に輸送。近距 離のためピストン輸送(3往復)を想定 【資料P24参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難 支援の申し出があった者及びその支援 者の避難	429+支援者429 (=858)	29	—	—	—	複数箇所をまわるため、1台当り30人程 度の乗車を想定 支援者の車両での避難によりその分必 要車両台数は減少【資料P25参照】
在宅の避難行動要支援者のうち、避難 支援の申し出があった者について、無 理に避難すると健康リスクが高まる者及 びその支援者の避難	4+支援者4 (=8)	—	—	—	4人分 (福祉車両4)	放射線防護対策施設に輸送 【資料P25参照】
観光施設から避難する一時滞在者	134	3	—	—	—	バス1台あたり45人程度の乗車を想定 自家用車等での避難によりその分必要 車両台数は減少。【資料P26参照】
合 計	2,127	55	9	8		

※1 数字は現段階で地方公共団体が把握している暫定値

※2 福祉車両(ストレッチャー仕様)は1台あたり1名、福祉車両(車椅子仕様)は1台あたり2名の避難行動要支援者を搬送することを想定

施設敷地緊急事態での輸送能力の確保

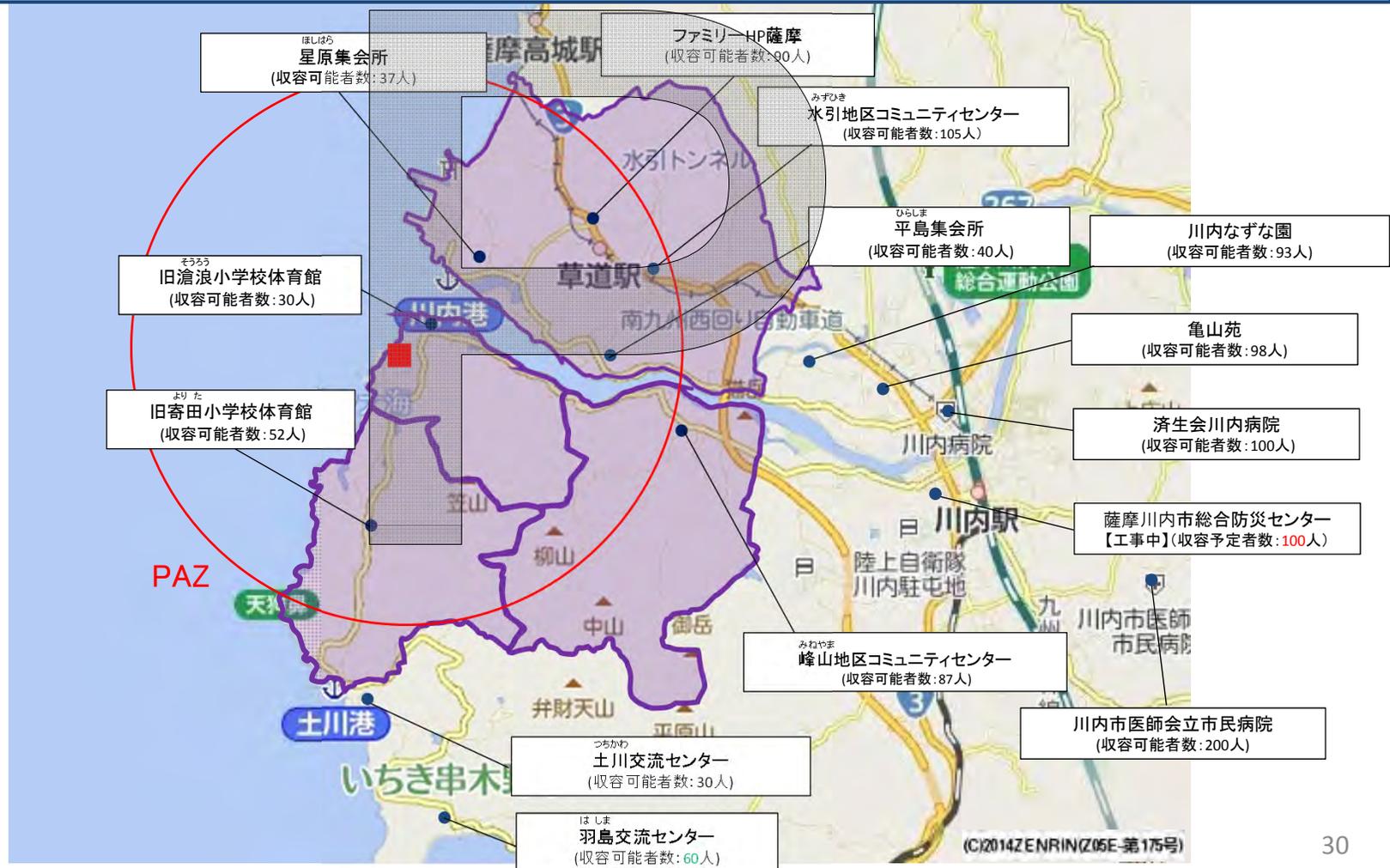
- 施設敷地緊急事態発生時には、医療機関、社会福祉施設、在宅の避難行動要支援者、教育機関の避難のために、九州電力が配備する車両のほか、鹿児島県が「災害時等におけるバスによる緊急輸送等に関する協定」※に基づき、県内のバス会社が保有する車両により、必要車両台数を確保。

	確保車両台数			備考
	バス(台)	福祉車両(台) (ストレッチャー仕様)	福祉車両(台) (車椅子仕様)	
(A) 最大必要車両台数	55	9	8	
(B) 車両確保台数	合計55以上	合計12	合計13	
医療機関・社会福祉施設が保有する車両 (B1)	4	2	7	保有車両台数 バス4台、福祉車両9台
九州電力が配備する車両 (B2)	7	10	6	保有車両台数 福祉車両16台 ※バスは、地元バス会社所有
県が協定に基づき調達する車両 (B) - (B1) - (B2)	44以上	—	—	保有車両台数約1,500台

※ 鹿児島県と公益財団法人鹿児島県バス協会(協力事業者33社)が、平成27年6月26日に締結

※ 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織(警察、消防、海保庁、自衛隊)に支援を要請

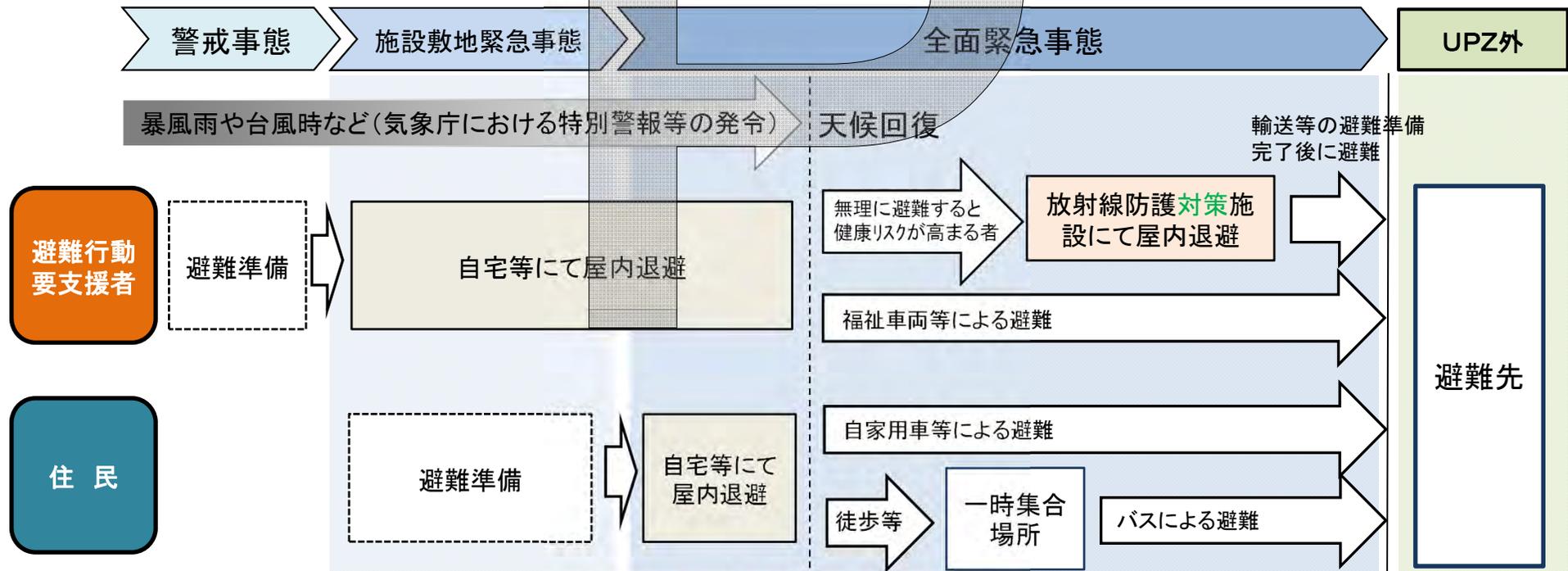
- 避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まる者については、無理な避難は行わず、放射線防護対策施設(工事中の施設を含め14施設)へ収容。
- 既存の13施設では、施設入所者とPAZ内の在宅の避難行動要支援者等を最大合計約1,000人を収容。
- また、これら13施設では、屋内退避者のための4日分を目安に食料及び生活物資等を備蓄。
- 住民等に対し、放射線防護対策施設等について、更なる普及啓発を図る。



暴風雨や台風時などにおけるPAZ内の防護措置

- 暴風雨や台風時など、気象庁から特別警報等が発令された場合には、外出を控える等の安全確保を優先する必要があるため、PAZ内の避難行動要支援者及び住民は、天候が回復するなど、安全が確保されるまでは、屋内退避を優先。
- その後、**天候が回復するなど、安全が確保できた場合には**、避難を実施。また、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、近傍の放射線防護**対策施設**で屋内退避を実施。
- なお、全面緊急事態となった段階で天候が回復するなどし、避難を実施する※際には、国及び関係府県等は、避難経路や避難手段のほか、国が提供する原子力発電所の状況や緊急時モニタリングの結果、気象情報等について、確認・調整等を行う。

＜全面緊急事態で天候が回復した場合＞



※仮に、放射性物質放出に至った場合に避難するような場合には、住民の被ばく量を可能な限り低減するため、身体に放射性物質が付着しないようにレインコート等を着用したり、放射性物質を体内に吸い込まないようマスクをしたり、タオルやハンカチ等で口や鼻を覆う等の対策を周知。

5. PAZ内の全面緊急事態 における対応

<対応のポイント>

1. 自家用車による避難ができない住民の移動手段(バス等)を確保し、避難を開始すること。
2. 避難先施設の受入れ体制を整えること。
3. 安定剤素剤を持っていない者(紛失等)に、緊急配布すること。